

平成29年9月13日（水曜日）

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

## 町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

平成29年9月13日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	高橋 兼次 君	
副委員長	今野 雄紀 君	
委員	後藤 伸太郎 君	佐藤 正明 君
	及川 幸子 君	小野寺 久幸 君
	村岡 賢一 君	佐藤 宣明 君
	阿部 建 君	山内 昇一 君
	菅原 辰雄 君	西條 栄福 君
	後藤 清喜 君	三浦 清人 君
	山内 孝樹 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁 君
副町長	最知 明広 君
総務課長	高橋 一清 君
総務課課長補佐	大森 隆市 君
総務課主幹兼人事係長	加藤 信男 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課課長補佐 兼建設総務係長	阿部 誠 君
建設課技術補佐 兼公営住宅管理係長	阿部 彰 君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤 孝志

総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

午前10時40分 開会

○委員長（高橋兼次君） おはようございます。

町営住宅使用料等調査特別委員会であります、開会前に委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。

当初ご案内を申し上げました開催時間を繰り上げての開催となることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより町営住宅使用料等調査特別委員会を開会いたします。

遅刻委員、後藤清喜委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

連日、委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。特別委員会につきましても、よろしくお願いをいたしたいと思います。

本日の特別委員会は、9月8日町長の行政報告において、町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についての説明があり、関係機関などの協議を踏まえ、一定の方向性が示されたようではありますが、特別委員会としても、これまでの経緯、経過の確認、未請求事案の原因と対応策を再点検するとともに、住宅使用料等の算定に関する考え方を調査する必要があることから、改めて開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課から説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

直ちに会議に入ります。

町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についてを議題といたします。

担当課による説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、私のほうから概要についてご説明申し上げたいと思います。

ご存じのように、4月の当初、人事異動もございまして新たな職員が派遣をされてまいったわけでございますけれども、その中で、引き継ぎのない部分について、それぞれ担当において調査をした結果、どうも請求漏れがあるということが判明したというのが、まずもっての発端でございます。

その後、総務課長それから副町長に事実を報告をして、いずれ町長にもということで進めてきてございまして、まずその時点から、まずもって請求漏れが何世帯あるかということを、まずもって調査をさせていただいて、その後、そのほかに手続上の誤りがないかどうかの調査を進めてきてございます。

その後、詳細については後で担当のほうからご説明申し上げますけれども、その後、関係する所属長との打ち合わせを行って、全体像がつかめたということで、その次に家賃の算定について、もう一度初めから検証し直してございます。

今回、一定程度の結論が出たということで、それぞれ入居者の皆様にはおわびと、それから新しい訂正の家賃をお示しをしたというのが現在の状況でございます。

担当する課長として、大変こういうことに至ったことについて、大変申しわけなく思っていますし、今後、こういうことのないように最善の努力をしてまいりたいと思っていますし、引き続き、入居者の皆様の対応についてしっかりやらせていただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、先ほど申したとおり、担当のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課特別対策係長。

○建設課特別対策係長（畠山貴博君） それでは、お手元の公営住宅使用料等の適正化に関する対策報告と標記しております資料に基づきまして、一連の対応のご説明をさせていただきたいと思います。

対策の対象世帯は、平成29年3月までの入居世帯500世帯であります、一部対応につきましては今後の予定も含んだ内容となってございます。

1つ目、未請求事案でございます。

（1）未請求世帯への対応。こちらは65世帯となってございます。

1つ目、家賃を全く請求していなかった世帯、こちらが62世帯ございました。

管理職による未請求世帯への謝罪訪問を6月に行ってございます。

入居許可書、使用決定通知書等の送付を7月に行わせていただいておりまして、建設課職員による訪問説明、納入通知書の送付を8月に行わせていただいております。

2つ目が、災害公営住宅間の転居世帯でございまして、転居後の家賃額での請求を行わなかつた世帯、こちらが3世帯ございます。

管理職による未請求世帯への謝罪訪問など、以下同様に対応を行っております。

未請求額の内訳でございますが、再算定後の家賃といたしまして3カ年分で505万8,200円、延べ447月分となってございます。

駐車場の使用料につきましては、47万6,800円。延べ362月分となってございます。

請求月分の納期限につきましては、平成30年3月31日と設定させていただいております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

（2）未請求事案発生の主な原因についてでございます。

1つ目、平成28年度後半から平成29年度前半の入居者に関する家賃の請求に必要な工程を組んでいなかったこと。

2つ目、住宅供給公社及び建設担当課であります復興事業推進課との調整を適正に行わなかつた。

3つ目、人員の配置を含め適正な管理監督を行わなかつた。

4つ目、各職員の事務分担を合理的に配分しておらず、入居者に対する鍵渡しなど、目の前の入居事務の対応のみを進めている状況であった。

5つ目、家賃を計算する際の基礎となる建物に関するデータを必要な時期に適正に算定していなかつたこと。

6つ目といたしまして、上記のとおり準備が整っていない状態で年度切りかえや人事異動などの引き継ぎを行ったことにより、家賃の請求に向けた手続が円滑に行われなかつたということになっております。

次に2つ目といたしまして、公営住宅賃貸借契約に係る手続に関する件でございます。

判明した内容は以下記載の内容で、対応につきましては下欄のとおり、「入居予定者決定通知書」「入居許可書」が適正に通知されていることが書類上確認できない世帯に対しまして、それぞれ追完の通知を行っております。

「入居請書」について、未請求事案で対応済みの世帯を除く181世帯については、今後対象者に個別に説明の上、受け渡しを行います。

通知類の不備対象件数につきましては414件であります、全て完結しているものは86件であります。

それぞれの内訳件数につきましては、以下記載のとおりでございます。

3ページをお開き願います。

3つ目といたしまして、家賃算定における手続に関する件でございます。

判明した内容は次のとおりで、行った対応につきましては下欄の（1）から。

（1）「利便性係数」の告示について。

町営復興住宅における家賃の算定に適用する利便性係数の数値は、これまで集合住宅1.0、戸建て住宅1.15と画一的に設定しておりました。本来は、設備の違いや立地条件の違いを家賃に反映させるため、一定の算定方式を設定し、利便性係数をそれぞれ算定することが一般的となっております。

利便性係数に関する取り扱い要綱の整備を行い、地区ごとの利便性係数の算定が完了したことから、7月に告示を行いました。これに伴い、家賃額に変更が生じましたので、家賃月額変更通知書の送付を行っております。

家賃月額変更通知書の対象世帯は500世帯であります、延べ1,279件となっております。

調査チームの報告502世帯との乖離につきましては、公営住宅間の転居3世帯のうちの2世帯の計上によるものでございます。

（2）「近傍同種家賃」の告示について。

近傍同種の住宅の家賃は、民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度になるように算定されるものであります。近傍同種家賃額算定に必要な建設費の使用数値の誤りが判明したことから、再算定を行った上で、7月に告示を行いました。

（3）収入の算定誤りについて。

再算定を行うに当たり、次のような誤りが確認されたことから、適正化を行いました。

1つ目、控除情報（障害・寡婦・特定扶養）の適用漏れ。

2つ目、給与支払証明による所得の積算方法の誤り。

3つ目、退職者の年金所得の算定漏れ。

4ページをお開き願います。

（4）入居者の家賃を算定する際に必要な収入額の認定について。

町が、入居者に対して入居の翌年度以降に発出すべき「収入額認定兼家賃月額通知書」を送付していなかったことから、全500世帯に対し通知を行っております。総数は776件で、内訳は記載のとおりでございます。

次に4つ目、駐車場の使用に係る手続に関する件でございます。

判明した内容は次のとおりで、対応した内容につきましては下欄の（1）駐車場の通知等の不備に関する適正化の対応といたしまして「使用予定者決定通知書」「使用決定通知」が適正に通知されていることが書類上確認できない世帯に対しまして、それぞれ追完の通知を行っております。

「使用請書」について、未請求事案で対応済みの世帯を除く175世帯については、今後対象者に個別に説明の上、受け渡しを行います。

内訳件数は、以下記載のとおりであります。

（2）駐車場区画について。

計画図面からの変更等が生じておきましたが、正確な区画数の把握を行っていなかつたため、改めて現地確認と図面の突合を行い、台帳を整理いたしました。

駐車場の区画総数は1,161区画で、内訳は以下記載のとおりとなっております。

次のページをお開き願います。

5、返還金。

利便性係数の変更により、納入済みの月額家賃が減少する世帯に対する過誤納還付の対応でございます。

過誤納還付の見込み額は、433世帯2,270万円になっておりまして、還付加算額は132万円となっております。

次に6、新年度入居世帯と請求停止世帯の請求時期でございます。

平成29年1月以降の入居者における平成29年度分の使用料等の請求停止への対応と、平成29年4月以降の入居者における使用料等の請求の対応でございます。

（1）請求停止世帯の対応。

過年度入居者のうち、平成29年1月以降の入居者について、4月の問題判明時に今年度の請求を停止しております。全入居者の収入状況の確認や利便性係数等の見直しなどが完了いたしましたので、今月には納入通知書等の送付を行い、請求を再開いたします。

（2）新年度入居の対応でございます。

平成29年度の入居世帯についても、家賃を計算する際の基礎となる建物データを適正に算定していなかつたことや、住宅供給公社との調整を行っていなかつたことなどの理由により、請求に係る事務が進んでおりませんでした。請求のために必要なデータ等条件が整ったことから、今月には納入通知書等の送付を行い、請求を開始いたします。

なお、昨年度に入居予定決定を行った73世帯につきましては、適正に事務が完了されていな

かつたことから、過年度入居者と同様の対応といたしまして、今月に改めて通知を行います。先月末時点の新年度の入居世帯総数は133世帯となっております。

6ページをお開き願います。

7、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業への影響でございます。

東日本大震災復興交付金により交付されている家賃対策補助金の算定額に異動が生じることへの対応でございます。

東日本大震災復興交付金として、平成26年度から交付を受けております。以下の内容について、復興庁・国交省と対応について協議を進めております。

災害公営住宅家賃低廉化事業において算定の基礎となる近傍同種家賃額の修正に伴い、算定額に異動が生じること。

東日本大震災特別家賃低減事業において、一部規模係数の修正に伴い、算定額に異動が生じること。

災害公営住宅家賃低廉化事業交付額といたしましては、2カ年度分合わせまして6,635万円程度交付額が減少する見込みでございます。東日本大震災特別家賃低減事業交付額につきましては、22万円程度増加の見込みであります。これらの取り扱いについて、手続等の確認を進めております。

なお、平成28年度以降分につきましては、今後の交付金の精算作業に合わせ整理を行います。

7ページをお開き願います。

最後に8番、主管課における再発防止策でございますが、再発防止に向け、公営住宅の主管課として対応すべき取り組みは以下のとおりとなります。

1つ目、管理・監督者、職員個人が役割を明確に理解し、住民全体に対する影響を意識し業務に当たること。

2つ目、課内職員の適正な配置について再検討を行い、指導監督の強化を行うこと。

3つ目、事務処理のマニュアル化、対応記録の作成・保管・引き継ぎについて徹底すること。

4つ目、定期的な打ち合わせ会議の実施や報告・相談等を徹底し、組織内の情報の共有化を図ること。

5つ目、業務の全体像・個別内容・工程を把握し、具体的な事務分掌等の作成など基本的な

対応を着実に実施すること。

6つ目、公営住宅の維持管理手法のノウハウを習得するため、職員派遣自治体と積極的に情報交換を行うなど、適正な管理運営に向けた知見・経験等の蓄積を図ること。

7つ目、広報やホームページを活用した情報提供を定期的に行う仕組みを構築することにより、担当職員の業務に対するさらなる理解を深めること。

8ページ及び9ページ、別添の一覧表につきましては、利便性係数に関する資料となっております。

資料のご説明につきましては以上です。

○委員長（高橋兼次君） 担当課対策係長の説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 雜感といたしまして、聞くべきことが多すぎてまとまり切らない部分もあるんですけども、特別委員会ですので繰り返しの質疑はなるべく避けるようにいたしますが、ほかの委員の皆さん質疑が終わった後、どうしても聞きたいということがあれば、再度の発言もあるかと思いますが、そこまでお含みおきいただいて、まず聞きたいことを1つずつ整理しながらお伺いしたいと思います。

大きく何点というのは言えないぐらいあります、順次頭のほうから気になったところをお伺いしていきます。

まず、全体を通してなんですかと、一番最初、資料の1ページには、未請求世帯への対応ということで、謝罪であるとか使用決定通知書の送付等が6月、7月、8月と既に行われています。問題が発覚したのが4月で、特別委員会を6月に開いて、経過がわかつたら報告する、もしくは特別委員会を開くということになっていたと思うんですけども、特別委員会を開く前に、きょうのこの日を迎える前に、既に一定程度の対応が行われているわけですね。謝罪等は当然素早く行う必要があると思いますが、決定通知書の通知などに関しては、こちらへの説明、住民への説明、当事者だけでなくそれ以外の方々への説明が先にあってしかるべきなのではないかなと考えるんですけども、そこをどのように認識されておるのか。どういう事情で、こちらへの説明よりも前に、先に「こういうふうに決定しましたので、家賃払ってください」という手続がなされているということに、若干の違和感を感じますので、ご説明いただきたいと思います。

それから、ここから先、少し細かい質問が続くと思うんですけども、1ページ目の②のところ、災害公営住宅間の転居世帯があって、転居後の家賃額での請求を行わなかった世帯とあ

るんですけども、これちょっとどういうことかお伺いしたいんですが、もともとの災害公営から新しい災害公営に移ったときに、家賃が変わっていたということですか。Aというもともといたところから、新しいところへ行ったときの家賃に差があるので、請求を行わなかつたということなのか、そもそも請求自体行っていないのか、正しい家賃額での請求を行つていなかつたのか、どっちかということをお伺いします。

それから、2ページに行きますけれども、未請求事案発生の主な原因についてとあります。これはちょっと大きい質問になるかと思いますが、1から6までありますけれども、原因と言えないといいますか、必要な工程を組んでいなかつたとか、調整を適正に行わなかつたという、原因足り得ないといいますか、必要な工程を組んでいなかつたのは何ですか、調整を適正に行わなかつたのは何ですかということのほうが気になるわけです。忙しかつたのか、手を抜いたのか、そこをどういうふうにお考えでしょうか。

それから、その下のほうに、大きい2番の説明書きの中で、それぞれ追完の通知を行つていますという文言が出てきます。「追完」というのは何でしょうか。

それから、手続に関して新たに追完という通知を行つたということですが、それによって入居している皆さんにふえた手間、新たに出さなければいけない書類とか、そういう、どれぐらいのご迷惑がかかっているのかということをお知らせください。

では、細かいところは飛ばしまして、余り1人でしゃべっていてもあれですので、4ページにいきます。一番上に（4）があります。必要な収入額の認定についてということなんですが、これども、これは今までの説明ではお伺いしなかつた内容かと思います。

これは要は、入居して1年たつたら、毎年やっていなければいけなかつた事務手続を怠つてたということと、私は先ほどの説明では認識したんですけども、それでいいのか。これがあつたことによつて、今回新たに調査した内容からさらに家賃が変更になつたり、収入額が変わつたので、「あなたの収入はちょっと減りました、ふえました」があるので、それによつてまた家賃が変わりますという、新たな変更手続が起つり得るものなのかどうかということをご説明ください。

それからもう1点ぐらいいいですか。5ページにいきますが、返還金というものがござります。見込み額で2,270万円。還付加算額というのがあるんですけども、これはどういったものなのか。なぜ、どういった根拠によつて加算されるものなのかということを、まず1回目でお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 5点ほどですね、大きく。もし抜けておりましたら、ご指摘をお願いしたいと思います。

まず1点目、この前、中間でこういう説明会をなぜ設けなかったのかということをいただいてございます。確かに、そこはそういう配慮が必要だったと思ってございますけれども、日々、この事案に関して解決の糸口を早く見つけたいという思いが、実は先行してございます。早く見つけて、入居者の皆さんに安心していただきたいということを、実は先行させていただきまして、議会の皆様には説明がこれまで、なかなかそういう機会を設けることができなかつたということでございます。特に意図的なものはないということをご理解いただきたいと思ってございます。

それから2番目、転居間の家賃の関係でございます。一旦入居されたんですが、さまざまな状況がございまして、やはりそこに住み続けることが困難だという方が、約3世帯ほどございました。特に緊急を要するものもございましたし、それからちょうど28年度の年度末にかけてそういう作業が行われたということで、実は、当然部屋が変わりましたので、家賃は多少なりとも変更になることは、そこは間違いない事実でございます。その辺がしっかり次の住宅の家賃に合うように適正に家賃の変更がされていなくて、前の住宅の家賃がそのまま請求されていましたということでございまして、ある意味、未請求と重なっている部分がございます。

それから、2ページ目、原因ということで、そもそも問題ではないでしょうかと、①と②のお話だと思うんですが、ここはご指摘のとおりでして、そもそもこれはやって当たり前の話で、やらないほうがおかしいという、ご指摘のとおりと思っています。ここについては、これまで原因の中で根本的なことを申せばというお話をさせていただいていました。やはりそこら辺の知見がないといいますか、不足していたところがあるかと思います。

というのは、これまで昭和35年から町営住宅、志津川町、歌津町でそれぞれ経営をしておりますけれども、その携わった人間、ある程度限定をされた人間がこれまでずっと住宅の管理をしてまいりました。それも退職をして、それから今度の津波によって、その辺の書類、それから担当者も、それぞれこれまで蓄積した知見が全て失われている状態の中で、新たな担当者につきましては、ほぼ手探りでやっているという状況が続いていたということが1つの原因かと思っています。ただ、それに対するフォローがちょっと不足しているということが1つの原因かなと考えてございます。

それから、追完という言葉の意味でございます。今回、書類が不備だという状態があって、問題は契約の正当性がどうなのかということが、多分1つの議論になるかと思ってございま

す。これまで、住宅の住宅の入居に当たりましては、災害公営住宅に入居されると家賃が発生をしますということを、事前に何度も入居者の皆様にはご説明を申し上げているところでございます。そしてさらには、事前の入居説明会の中でも、鍵渡しの日を基準として家賃を計算いたしますので、よろしくお願ひしたいということも直前の説明会の中でもご説明申し上げていますし、事前の鍵渡しの日についても、家賃についても口頭であれ、その辺の額についてもご説明申し上げて、鍵を引き渡していると。それに基づいて、入居者の皆さんは当然家賃をお支払いいただいていると、請求しないのは別として、いただいている状況でございます。

それで、そういうことで入居者、それから町として、契約に関する双方合意ができているということが言えるということで、必要なのは、手続上、書類がご本人に渡っていないという部分だというのが、弁護士先生の1つの考え方を示していただきました。

それで、残っているのが入居許可書であり、入居決定通知書が確実に渡っているという根拠がないので、その部分については、改めて当時の内容のままお渡しをすると、書類が整うということが成立するということでしたので、ただ日付だけは当時の日付では当然出せませんので、実際発送した日付で同じ内容のものをそれぞれの入居者の皆様に発送させていただきました。これに伴って、新たに入居者の皆様が改めて書類を出すとか、そういう負担はないものというように考えてございます。

4ページの収入額認定でございますけれども、家賃につきましては、収入に応じて変更になるということで、毎年度収入申告をしていただくということになってございます。多分、住宅供給公社のほうにその事務を委託をしておりますので、住宅公社では、入居者の皆様にご通知を差し上げて、課税証明書なり所得証明書を提出させていただいているという状況でございまして、その辺の事務はされているんですが、これについても、確実に入居者の皆様に届いているかということが確認ができなかったということがございまして、改めてその書類をつくらせていただいて送らせていただいたという状況でございます。

これについて、また後々出てきます家賃の考え方を改めましたので、2つほど出させていただいています。当初の家賃額、それから変更後の額ということでお知らせをしておりますので、特に、これを送ったからということで、それに伴い入居者の皆様に新たに書類を出していただくということは発生をしてございません。

それから、5ページ目の家賃の還付に伴う還付加算金ということでございますけれども、これまでも、町税とか国保税の過大に請求されて納入されていた分について、返還金が発生するわけでございますけれども、その場合でも、利子相当を加算をして返還をしているということ

がございますので、今回もそれに倣いまして、家賃の還付に関して還付加算金を加算をすると  
いう手続をとってございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 聞きやすい質問は後に残しておいて、私が今、お伺いしたことについて、さ  
らに深くお伺いしたいと思います。

一番最初ですけれども、対応が既に行われていることについては、一刻も早く入居者の皆さんに安心していただくことを優先した、先行したというようなお答えでございましたが、私が疑問に思っておりますのは、入居者の皆さんに安心していただく、当然そのことは大事ですけれども、この手続、今回とった手続で本当に安心してもらえるかどうかということを誰がチェックするのかということなのかなと思います。

自分たちでミスを犯して、こういうふうにいろいろな関係各所と協議はしつつも、自分たちでこういう解決方法を見出しました、これでやりますと。やった後にやりましたと報告するというのは、何というか、一般的な社会通念上、ちょっとやり方として手順がおかしいのではないかと。ミスを犯しました、ミスを犯した本人が、こういう対策方法を見つけましたので、これでやりますと言ったら、これでいいですかというのをまず聞いて対応するということが、普通はそういう順番なのではないかなと思います。

要は、これでこういう対応をしました。その新たな対応が間違っていたり、またどこかで法的なミスが見つかったとなれば、より責任は重大になると思いますので、そこをどのようにお考えだったのかということを、課長なのか町長なのかわかりませんが、お伺いしたいというふうに思います。

それに関連して、最も重要だと思うのは、入居者の皆さんには説明はもうされているんですね。それで、皆さんは納得されているのかどうかということをお伺いします。

2点目の家賃が変わったということは、前の家賃にしてしまったということですから、家賃そのものを請求していなかったということではないということのようですので、理解いたしました。

3点目の2ページ、原因についてですけれども、やはり率直に、役場職員の皆さんの知見というか、精通している職員が、震災などさまざまな理由があつて不足していたということのようです。それ以上でもそれ以下でもないということのようですので、あればという次の質問があるんだろうと思いますので、それは私のほうからではなくて、先ほどの課長の答弁である部分納得した部分がございます。

その下、入居者にとって新たな手間はあるんですかと。追完というのは、要は役場の側で新たに書類を追加することで手続を完了とみなすということと理解いたしました。ですので、今回ご迷惑をおかけした入居者の皆さん、新たに書類をつくったり、役場に出向いたりということはないという認識でよろしいのであれば、安心したところであります。

それから、5点目になりますか、4ページの新たな算定額ですが、これも、今回は不備があったけれども、改めて役場側で書類を作成することで、入居者の手間はなく健全な状況の手続が整うということのようですので、引き続きといいますか、これは毎年あるものなんでしょうか、翌年度以降に発出すべきとありますので、年度が変わればその都度発行するものなのか、ちょっとそこのご説明も含めてお伺いできればと思います。

6点目の加算額についても、ほかの法令にのっとって今回も加算したということのようございますが、こここのパーセンテージであるとかというのが法的な根拠があって、これでなければいけないのか、もしくは今回の事案の重大性を鑑みて加算額を大きくするとかいう手だては考えられないのか。そこは政治的判断ではなくて、法令に従ってという判断なのかということを最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、決して議会の皆さんあるいは特別委員会の皆さん方を軽視をしているということではなくて、実は、先ほども建設課長がお話ししましたように、とにかく早く入居者の方々に安心を与えることがございました。そういう意味もありまして、特別対策係には、私、しょっちゅう、急げということをずっと指示してまいりました。随分、5人の係のメンバーはプレッシャーをずっと受けながら、これまで仕事をしてきていただきました。そういう関係もございまして、とにかく入居者へということが一番の頭の中にあったのが、ずっと対策係をつくってからありましたので、そういう関係で、議会の皆さん方にご報告がおくれたということについては、私のほうからもおわびは申し上げさせていただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入居者の方にご訪問をして、しかも通知を差し上げて、それで入居者の方が納得したのかというご質問でございました。

62戸の方については、それぞれ町の職員、建設課の職員でございますけれども、1戸1戸ご訪問させていただいて、これまでの事情、どう謝罪を、2度目の謝罪になりますけれども、謝罪を含めてご説明を申し上げてございます。

当然、入居された方は……。

○委員長（高橋兼次君） 課長、もう少しマイク。

○建設課長（三浦 孝君） 入居者の皆様は、当然、家賃が発生することはご存じでございまして、逆にこれまで請求が来なかつたこと自体に不思議に思っていたという方がいらっしゃいます。ほとんどがそういうご意見でございました。そこは、今回の失態といいますか、事実を隠すことなく申し上げて、ご納得をいただいたということで、早い方ですと、3日後あたりに全額納付された方も中にはいらっしゃいます。

あと、そのほかの通常の追完の部分については、9月7日に送付をさせていただいておりまして、これまで約1週間ほど時間を経過しておりますけれども、何件かの電話の問い合わせはいただいてございます。いただいた内容については、書類がいっぱい来たんだけれども、これはどう見るんだという、そういう質問が大半でございました。そこは電話で丁寧に、「これまで若干高い家賃をいただいていたんですが、今回見直した結果、家賃が少し安くなっています」というご説明を申し上げているところでございます。

それから、収入申告については毎年度、これは行うことになってございまして、本年度につきましては、7月にそれぞれ入居者の皆様に申告をしていただきたいという旨のご通知を差し上げてございます。ただ、なかなか期限内に提出をいただいているない皆さんもいらっしゃいますので、その方につきましては、8月の後半に再度書類を送らせていただきて、期限内に、期限は過ぎているんですけれども、早めに提出をお願いしたいということで通知を差し上げてございます。

いずれ、昨年の例も見まして、なかなか提出が、なかなか制度そのものがまだ理解をしていない方もいらっしゃいますので、今後とも、提出いただくように、引き続きその辺については対応してまいりたいと考えてございます。

それから、加算金の率でございます。今回の率につきましては、民法上の率を設定をしてございます。一方で、地方税に関する率も規定がございまして、地方税では7.3%か特例基準割合プラス1%で計算して、どちらか低いほうを適用するという規定になってございます。今回の例を参考に計算をしますと、地方税では2.8%という率が本来であれば適用されると。ただ、地方税ではございませんので、それと先ほど委員がおっしゃった部分もございますので、今回につきましては5%の率を採用させていただきたいというように考えてございます。

それから、ちょっと私、先ほどの質問の中で負担はないのかという質問に、ないとお話をしましたが、厳密に言うと、実は還付に伴って口座番号とか、そういう手続が必要になってござ

います。これにつきましては、各住宅団地には集会所がございますので、そちらに職員が赴いて対応したいというふうに考えておりまして、なるべく入居者の皆様に負担にならないような手立てを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 最後、町長のお答えがありましたところについて、急いでほしいというような指示をなされたということのようですが、未請求事案発生の主な原因について、さまざま原因がありますけれども、その1つには、急いだ結果、目の前の事務処理を何とか完遂させようと急いだ結果、こういった手続の不備が見つかったというものなのかなと思いますので、調査についても、急がなければいけない部分もありつつも、やはり丁寧に、これ以上新たな問題が出てこないようにと進めていく必要があるのかなと思います。

そういう意味では、報告を受けて少し驚いたことの1つに、特別対策係は調査であるとか解決方法の模索以外に、入居者への対応も要は同時にっていたのだなというふうに感じたわけです。要は、発送する書類をつくったり、どこどこの世帯がどうだという数字を確定したりということのようですので、急ぐためには、入居者への対応であるとか事務手続を処理する、要は何だかわからないものを調べる人と、そうではなくて、調べた結果、こう対応しましょうと決まったことを一斉に事務処理として処理する係と別々にいたほうが、処理するスピードであったり、間違いというのは少なくなるのかなと思っておりましたが、5人で全て対応していたということで、さらに町長は急げと言っていたということは、正直言え、ちょっと不安が残るといいますか、本当に大丈夫だろうかというふうに思いますので、あえて最後にお伺いしますが、これで、町長、問題は解決した、全部オールクリアになったとお考えですか。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった事案に関して、議会の皆さん方に中間報告という形の中でお知らせするのが筋と言えば筋だというふうに思いますが、大変恐縮なんですが、実は、この中間報告は、中間報告といいますか、私のほうにたびたびその辺の報告が来ておりました。そのたびに、私も意見を言いましたし、それから職員のほうからも、いろいろ報告の中で、こういう問題、こういう問題、こういう課題と、さまざまいただきながら、これまで何回もやってまいりましたので、今回、皆様方にお知らせをさせていただいた内容については、これで完璧といいますか、どこかであるかどうかはまだわかりませんが、ないよね、ないということでございますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。大変ご迷惑をおかけしたことは、議員の皆さんよりも入居者の皆さん方に大変ご迷惑をおかけしたということについては、

本当に真摯に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

前委員が聞いたところは納得いたしましたけれども、それ以外にも、いろいろとこんなにあるので驚いておりますけれども、少しずつ聞いていきたいと思います。

まずもって、先ほどの職員の5名体制だということにつきましてお伺いいたします。

5人のメンバーというのはプロパーでしょうか。支援の人たちを派遣したんでしょうか。もし5人の人たちがプロパーであったとしたならば、その課はどの課から選ばれた人たちなのかお伺い……。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員、これ、以前報告があったんじやなかったでしょうか。確認しておりますでしたか。

○及川幸子委員 ええ。確認漏れがあったので、お願いいいたします。

○委員長（高橋兼次君） 漏れだそうです。報告願いたいと思います。

○及川幸子委員 それから、もう少しあるんですけれども、1ページ目の27年度未請求額の内訳で、27年度分の2世帯、駐車場等算定後の家賃が2世帯で9,900円と、駐車場が900円ありますけれども、この内訳、2世帯で延べ3カ月と延べ2カ月で違っていますけれども、この2世帯というのが同じ人だと思われるんですけれども。そしてまた駐車料金が端数になっているんですけども、これは間違いないかどうか確認いたします。

それから、2ページ目の原因ですね。原因はいろいろあるんですけれども、職員体制の中で常に担当者で共有していれば、まだこういうことも発生していないのかなという感がいたしましたけれども、この原因については、ここに書かれているとおりなので、それは承知いたしました。

その次に、公営住宅の手続、入居希望者に通知する決定通知書の不備とありますけれども、先ほど来説明をお伺いしていますと、この入居決定の日を発覚した以後の決定通知日にしたというお話だったんですけども、もし私の聞き違いであれば、もう一度説明をお願いしたいんですけども、民法上、鍵を渡したときが決定通知と同じ日になると、先ほどの説明であったので、私の解釈とするわけですけれども、そうした場合、一律でなくて、鍵をお渡ししたときを前提とするのであれば、日にちがずれてきますけれども、決定通知の対応件数が332件とありますけれども、それぞれ決定通知の日付が違ってくるのか。そうした場合、家賃の算定額が違ってくると思われますので、その辺をお伺いいたします。

それから……。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。質問のポイントを取りまとめてから簡明に行ってください。

○及川幸子委員 はい。もう1点お伺いします。

返還金の過誤納還付金見込みが2,270万ほど出ておりますけれども、大体、件数が430と出でているので、これで割れば平均の還付金額が出てきておりますけれども、この中で最高額の還付金、2年ぐらいにわたる人も出てくるかと思いますけれども、最高額と最低額の還付金の額をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 特別対策係の職員の配置についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、配置いたしました体制はプロパー職員のみで体制をとりました。配置した職員につきましては、建設課から1名とそれ以外の課からそれぞれ4名、合わせてプロパー職員5名の体制をとりまして、特別対策係として業務を実施いたしました。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 27年度分、2世帯の未請求部分でございます。1世帯が28年2月18日に入居された方。それからもう1世帯が3月18日に入居されてございます。それぞれ1カ月プラスアルファー、それからもう一人の方は日割り計算ということで、再算定後の額を記載をしておりますが、9,900円という内容でございます。

それと、駐車場につきましても同様でございます。2世帯分のものでございます。

それから文書の不備、追完の話だと思いますが、弁護士先生なんかとお話をさせていただいて、新たに文書を出すと。少なくとも文書のさかのぼりをして月日をさかるぼることは、これはできないだろうと。追完でありますので、実際に出した日付でそこは記載をして出すべきであるというご指摘をいただいてございます。

それから、そのため、本来であれば許可書を渡して鍵を渡すという手続でございますので、実際、鍵を渡した日の月日で許可書は追完できないと。そこについては、鍵渡しの引き渡し書がございますので、それをもとに、実際引き渡した日を推定をして、当然、家賃もそれで計算をしていますので、対応をしているという状況でございます。

鍵を渡した日、入居可能日は、許可書の中に鍵を渡した日を記載をしてお渡しをしているという状況で、そこは双方確認をさせていただいてございます。

それから、返還金でございますけれども、さまざまありますが、一番多い方で約60万円ほど

になる方がいらっしゃいます。月当たり 4 万 8,500 円ほどの額になりますが、その方が一番最高額でございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 先ほどのプロパー 5 名ということなんですかけれども、少なくとも 4、5、6、7、8、9 で 6 カ月、半年近くなるわけなんですかけれども、このプロパーの方たち、建設課以外の方たち、支障はなかったのかどうか、その辺をお伺いします。事務に。

それから、駐車場の関係なんですかけれども、やはり建物はそれぞれ皆建設費も違う、間取りも違う、平米数も違うから家賃は違っていいんですけれども、駐車場は、皆、区画は面積的には同じだと思うんですね。以前聞きましたら、土地の評価額でと言いますけれども、差額金が出たという、この計算も、家賃と同じくまちまちになっているわけですね。そうした場合も、このような間違いのもとになるのではないかと思われますけれども、一律でないということで、そういうふうになる可能性が多くなるのではなかろうかなと見られますけれども、その辺の、このままで決めたとおりにやっていくと思われるんですけれども、その辺、今後の決定した額に変更があるのかどうか、その辺お伺いします。

それから、過誤納の還付の関係ですかけれども、先ほどの説明の中で、集会所等にお招きして、そしてご説明して還付するというお話ですかけれども、やはりそういうことがベストだと思われるんです。今、オレオレ詐欺で電話でいろいろと、還付がありますからなんていう電話などもあるので、それらと間違えられる可能性もあるので、町民の方に、その辺は丁寧に集会所等でご説明をして還付なされていただければありがたいと思います。

以上、その 1 点、申しわけないんですけれども、駐車料金についてだけ、今後見直すことができるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅の駐車料金の考え方は、基本的には周辺の駐車場の料金と同じにしなさいというのが基本でございます。ですから、都市部では駐車場が確保できないので、入居者数を確保しない、例えば 50 戸の部屋数があっても、駐車場は 10 戸しか整備をされないと。あとの方は周辺の駐車場を借り上げて対応するというふうになってございます。そういうこともありますので、基本的には市場価格によるものということが決められてございます。

しかしながら、震災をして駐車場の価格形成ができないということがございましたので、建設費と維持管理費プラス土地代を考慮して使用料を決定をしてございます。ですので、基本

的に3つの要素のうち、当然工事費も違いますし、維持費も多分、使い方によっては違つてくるだろうと。それから土地代も当然違うので、そこに差が出るのはいたし方がないことだと考えてございます。

それで、今後の見通しでございますが、もし復興が進んで、駐車場の市場価格が、もし再形成されれば、そこは大変申しわけないんですが、その価格を参考にしていただくことになるかと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大変ご苦労さまでございます。恐らく議員の中では、復興住宅に入っているのは私だけという思いの中で発言をさせていただきます。

おかげさまで、昨年の10月から、真新しい環境の復興住宅に入居させてもらっております。

それで、当然収入超過者なものですから、非常に当初は「高いな、家賃が」という思いでございました。それで今般、そういういろいろの錯誤というか誤りが発見されまして、再通知を受けたわけでございますけれども、結論的に申し上げますと、いわゆる利便性係数あるいは近傍同種家賃、その辺の係数が違つておったと。掛け算が違つておったということなんでしょうが、いわゆる私は、従前のやつと最終決定と比較すれば大体わかるのでございますが、一般の入居者はどうしてこういう、結果的にはほとんどが安くなっていますから、特にうちの女房なんかは大変喜んで、本当に助かりますという思いでおるようでございます。しかしながら、このプロセスというか結果に至るまでの形が見えないわけですね、一般的に。どこが間違つて、どういう関係で結果的にこういうふうになったんですよというものが見えないわけです。

したがつて、もし今後還付事務というか、現場に出向いてそういうことをやるというお話のようございますので、でき得れば、時間もかかるて大変なんでしょうが、あなたの場合はここがこういうふうな形でこういうふうになったものがこういうようになったんですというものが比較検討、結果がわかるような形になればいいのかなというふうな思いがいたします。その辺1点。

それから、収入申告、7月にいわゆる申告後に行うわけでございますけれども、私も手続実際したんですが、いわゆる所得証明、収入証明、それを源泉徴収票を添付してくださいよという1項がございます。さらには書類の中に、いわゆるこちらで調べますよと、いわゆる課税台帳ですね、それから調べると。それを了承してくださいよというふうな同意書があります。ですから、私は申し上げたんですが、いわゆる同意書があれば、当然、担当課で閲覧できるわけですから、法令上そういうふうになっていると思いますので、何もそれに対して源泉徴収票

をつける必要はないのではないかと。

したがって、私も同じ入居している方、二、三の方に聞かれたんですが「一体議員さん、これどういうふうにしたらしいのさ」「いやいや、自分は承諾書を出せば同意したんだから、そちらのほうで所得内容を調査するわけですから、同意書を出せばいいわけですよ」ということをお話ししましたけれども、いわゆるそういう形があります。

ただ、後で聞きますと、我が町独特の1つの手続行為だということのお話で承りましたけれども、今後の処理として、そういうものをどちらかに一方づけると。いわゆる証明をつけるというのであれば、それに徹底すべきだし、そちらで調べてくださって結構ですよというのであれば、承諾書1本でいいだろうと。どちらかにすべきであろうというふうに思います。いかがでしょう、それ。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 還付手続の中で、個別に入居者の方に家賃の計算方法の説明を丁寧にやったほうがよろしいのではないかというご意見だと思いますが、当然、個別に面談をしますと、まずもって何でこういう状態になっているかというご質問は当然いただいておりますので、そこはできる限り対応してまいりたいというふうに考えてございます。

きょう、資料の中に利便性係数の一覧表を添付させてございます。単純に申せば、利便係数一番左端なんでございますけれども、そこに載っている数値、0. 幾らという数字がそれぞれ載ってございます。ここの部分が、これまで1でございましたので、それが0. 何がしにそれなってございますので、1割から3割近く、それぞれ家賃が安くなっているということをご理解をいただければと思っています。

ただ、これ以外にもいろいろな控除とか、収入の認定そのものが間違いがございますので、ここは個別案件になりますので、なかなか個別にお示しはできませんが、最低でも利便係数だけは間違いなく直っているということをご理解いただきたいと思います。

それから、源泉徴収票と同意書という、2つあるんだけれどもというお話でございます。基本的には、源泉徴収票といいますか、そういう所得がわかる書類を出してもらうのが原則でございます。今般の議会の中で、条例案の改正案を出させていただきますけれども、どうしても物理的に出せない方が、どうしてもいらっしゃいます。そういう方については、同意書を出していただければ、こちらで調べておりますが、その根拠となるものがこれまで脆弱でございましたので、一定程度の条件を満たす方については、こちらで調べができるという部分の条例改正を今回出させていただいている。これまで、そういう確たる根拠がないままやって

おりますので、改めて同意書をという取り扱いをさせていただいておりましたが、今後、これらの取り扱いについては、もう少し精査をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。いずれ、くどいようですが、結果的に軽減されたということでございますので、それぞれの入居者は負担が軽くなったということで安堵しておるわけでございますけれども、ただ、これだけの物議を醸し出したわけでございますので、ひとつ、いわゆるさつきも言いましたが、こうあるべきだったのがこうなっていましたという、いわゆる結果だけで結構ですから、そういうものは、やはり丁寧に還付の際に個々にご説明をしていただければなというふうに思います。

それから2番目の問題ですが、これも今後の、いわゆる毎年収入申告するわけですから、その辺は徹底してやっていただきたいなと。以上、終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。あるんですか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 一般質問にも、いろいろと質問させてもらいまして、最後に町長が政治責任といいますか、それなりの考えはあるというようなお話を聞いたわけです。具体的に、その数字というものはあえて聞かなかつた。あれから何日かたっているわけですけれども、どうなんでしょうか。その数字。報酬カットというお話の数字、幾らになるのか。

それから、町長も私どもも、任期間もなく切れるわけであります。あしたからカットだと、任期期間があとわずかしかありません。そういった中で、額といつても大した額にはならない。となれば、何年になるのか何カ月になるのか、多分さかのぼるんでしょう、さかのぼるんでしょう。でありますから、どれぐらいさかのぼるのか。そしてまた、この政治責任というものに対して、町長は自分だけなのか、あの一般職員もそういった責任をとるようになるのかどうなのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間も、一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、職員の分限懲戒審査会、これのほうも当然開催をしてきましたが、まだ結論ということにまで至ってございません。したがいまして、そういった審査会の報告が一定程度出るということがござりますので、その時点で、私のほうも考えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その審査会が終わり次第に、その数字を決定したいというお話がありました。では、職員についてはそうであってよろしいでしょう。ただ、特別職の場合には、やはり条例

改正も必要になってくるのではないかなと思います。議会を開かなければならぬのではないかなど。それから、報酬審議会に諮問といいますか、そういったことが必要になってくるのかどうか。そうなりますと、期間も結構かかるわけですよね。きょう決めてあしたすぐというわけにはいかない。その期間の問題も出てくるのではないかなど。そのうちに、やっているうちに実際カットしないで任期切れてしまったでは困りますからね。その辺、どうお考えですか。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 手続等については、あと今、総務課長のほうから答弁させますが、この問題については、基本的に議員から言われてやるわけでございませんで、これは自主的にやる問題でございますので、この件については、これ以上申し上げるあればございません。手続はもちろん。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 手続として、町長の報酬に係る部分の金額を条例で定めているものの変更による場合は、条例の手続の変更が必要になろうと思います。はい、そうです。（「段取りはどうなっているの」の声あり） しかるべき時期の議会で、しかるべきといいますか、そういった必要が発生した直近の議会において、条例の手続を行うということになろうと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 やはり、報酬審議会は、手続上の今、話なんですが、一応、町長が何%か何かわかりません、さかのぼるか任期期間中なのかわかりません。報酬審議会も開かなくてはならないんでしょう。その期間もあるわけですよね。それから諮問して、それを答申してくると。それに対して、今度は議会の条例改正の議決という形。

すると、今9月ですから、私の考えでは、この定例会中にやれるのかなと思っていたんですよ、定例会中に。それはちょっと無理なようですね、今の話を聞きますと。近々といいますと、来月になるのか。任期、総務課長、わかっているんですね。11月の5日だ6日だか、ちょっと私も、今、わからないけれども。それまでにやるんですね、では。町長、やるんすっべ。

○委員長（高橋兼次君） 答弁なし。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 非常に任期とか、そういった部分でのご質問になりますと、私のほうでお答えできる部分を超えてしまうかもしれませんので、私の立場としては、まず正規の手続ということを踏まえて、議会をかけて条例を手続をさせていただくことでお答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。ないようありますので…  
…。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。私も7ページなんですけれども、再発防止策について若干伺いたい  
と思います。

今回のこの事案なんですけれども、行政執行の事務という観点から、私もわからぬので聞  
くんですけども、どれぐらいの大きさというかレベルの問題と執行部のほうで位置づけてい  
るのか。これが例えば、例が悪いんですけども金銭的な事案であれば、5,000円の着服とか  
5,300万円の着服とかだとわかりやすいんですけども、果たしてどれほど重要なというか、  
誤った事務処理の事案だったのか、そのレベルみたいなものがあったら教えていただきたいと  
思います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 懲戒分限制度にかかる部分でございますので、私のほうでお答え  
をさせていただきたいと思いますが、やはり、制度的にはそれぞれ段階に応じたといいます  
か、分類ごとに程度が分けられて処分されるということになってございます。一番重いもので  
あれば免職ということから、停職、減給、それから戒告とあります。さらに下には訓告以下の  
処分もございます。

そういう中で、例えば公金を意図的に悪意を持って横領するなどの行為があれば、最も重  
い処分というような形で、単に信頼ということだけではなくて、財政的にも大きな被害を与  
えたとか、あるいはその後の公務を進める上で支障を來すというような場合などにおいては、そ  
ういったことになるわけでございますが、今回、震災後の非常に厳しい中での状況を、それぞ  
れに精いっぱい頑張ってやった結果でありながら、しかし、やはり町民の皆様に、こんな多大  
なご迷惑をおかけしたということは、非常に心からおわびを申し上げなければならないことで  
ございますが、その処分をどの程度に位置づけるかという部分につきましては、他の事例など  
も参照しながら、委員会の中で慎重にその辺を話し合って決めていかなければならぬだらう  
というふうに考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長から多大な迷惑という答弁もありました。そこで考えたいのは、この  
再発防止策の7ページにもあるんですけども、管理・監督者、職員個人等いろいろあるんで  
すけれども、私、先ほどの前委員のあれでもあるんですけども、目に見える形での説明とい  
うか、責任のとり方、これが一番再発防止への効果が大きいのではないかと思います。

それで、町長、副町長、担当課の課長が前列に並んでいますけれども、そういった形で、先ほど減給等でけじめをつけるような答弁もありました。誤った事務処理、仕事をしてしまうと、最終的には町長など上の者に迷惑と申しますか、責任が確実にかかるんだという、そういう意識、現実、事実が私は大切だと思います。

綱紀肅正という意味でも、これが庁舎内だけで問題解決、そうしていくと、どんどん、私、役所に勤めたことがないのでわからないんですけれども、職員が萎縮してしまうのではないかと、そういう、私、懸念があります。それで、少なくとも、昨今新しいことへの挑戦が余り多くない現状で、失敗を恐れる余り、時代の流れの速い現代で、行政サービスの対応がおくれてしまふなど、結果的に町民、住民の方たちへの不利益とつながるのではないかという、そういう懸念があります。

そこで、少なくとも復興途上とはいえ、いろいろな問題も、今回も行政報告がありました。そこで、速やかな責任のとり方も大切ではないかと思うんですけれども、そのところについて伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 委員おっしゃる意味合いというのは、非常にあるかと思いますが、非常に影響としても大きなことでのありますので、そこは慎重にしなくてはいけないのかなと思っております。とりわけ、最終的に処理が事務的な整理あるいは町民の方々への影響を、とにかくご迷惑を最小限にとどめるというところに全力を上げて、全容を明確にした段階で委員会のほうに諮られるべきものということで整理をさせていただいてございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体、わかりました。そこで1つ、私も詳しくないので伺いたいんですけれども、よくこういう事案があると、マスコミさん等でどこどこの市長が幾らあれしたとかと、そういう報道があるんですけれども、そういったことというのは、問題解決と同時……、解決してから、そういった報告なのか、同時進行というんですか、ある程度責任をとって、とてからも処理していくと、そういうスタイル、いろいろな事例があるんだと思うんですけれども、そういったことで、今回これはどのような形。先ほど、課長の答弁があったように、しっかりと解決してから、そういった責任をとるという、そういうことなのか、伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほどと重複するところはあるんですが、職員の処分についても、先ほど町長が申したとおり、分限懲戒の審査委員会に、今、かかっております。継続審査となつ

ておりますが、そちらの結果が出た後に、いわゆる特別職として町長は責任をとると、そういうことを申しておりますので、その諮問に基づいて審査を行い、そちらの処分が出た後に、改めて町長のほうから皆様に報告があると、そういうふうに理解をお願いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 そういったことでわかりました。

あともう一方で、皆さん、昨日の私の一般質問を聞いてわかるように、なかなか議員としてのあれもわからないもので伺いたいんですけども、町政のよく両翼を担う我々議員も、今議会の決算審議初めチェック機能としての責任はどうなのか、道義的責任としてはどうなのかということから考えると、何も執行部だけではなくて、今回の事案に関しても、我々議員も何らかの形で襟を正す必要の有無といいますか、完全とはいかないまでも、しっかりした行政執行の事務処理をしていく、そういった中で、我々議員の職域でもあるのではないかと思うんですけども、これ、誰に聞けばいいのかわからないんですが、そういった思いもあるものですから、今回、こういったことを伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 質問の途中でありますが、ここで昼食のための休憩としたいと思います。再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時10分 開議

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、再開をいたします。

後藤清喜委員が着席しております。

先ほど、今野雄紀委員の質問が途中でありますので、続行いたします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、午前中に引き続き。私、先ほどというか午前中に、我々議員のあれも、誰に確認したというわけではないんですけども、全般にわたる町政の執行責任者の町長から見て、我々議会等のチェック機能は大丈夫だったのか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、議員の皆さん方のそれぞれの議会活動、それに尽きるのでしょうかというふうに思いますし、それ以上、私から申し上げることはございませんので。

○委員長（高橋兼次君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。そこで、今回このような委員会ですが、私も今回、こういった拙い発言だったんですけども、できれば隣の先輩議員のような建設的な、今後、意見をい

ただきながら進めていっていただきたいと思います。委員長に。以上です。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません、午前中も一度質疑させていただいたんですけども、まだやはり聞き足りない、納得し切れない部分がありますので、前回とまた違った点についてですけれども、改めて疑問を提示させていただきたいと思います。

資料に沿ってというか、資料のページ数をお示ししながらお話しいたしますが、4ページ、全部で4点ぐらい質問させていただこうと思います。

1点目は、駐車場区画ですが、現地確認と図面の突合を行い台帳整理したと。整理した区画が実数が違っていたということですけれども、それはどれぐらいあるのかと。実数をお知らせいただきたいということと、それによって、こここの駐車区画は誰のものだとか、誰が使っていたとか、そういったトラブルは起きていないのかどうか、あわせてお答えいただければと思います。

2点目といたしまして、5ページになりますけれども、6、新年度入居世帯と請求停止世帯の請求時期が示されています。家賃がはっきりと確定するまでは、徴収を停止していた、請求を停止していたということですけれども、となれば、今まで払っていなかった家賃をまとめて、多額のものを一気に払わなければいけないということになってくるのかと思うのですが、そこをどのようにお考えなのか。また、今まで請求を停止していた分は、いつまでに払うと、請求するということになっているのかお聞かせください。

それと、最大負担といいますか、要はまとめて今から、過年度分請求をしていなかった分を払わなければいけない世帯というのがあると思うんですが、最大でどれぐらいなのかということをお知らせください。

3点目といたしまして、6ページになります。7、災害公営住宅家賃低廉化事業等のほかの事業への影響ということが示されています。災害公営住宅家賃低廉化事業交付額に関しては、6,000万円以上の金額が減額、差額が生じるということですが、これは具体的にどうするのか。国に返すのか、国から、さらに下の東日本大震災特別家賃低減事業交付金に関しては増額ですので、そこは改めてもらうということが可能なのかどうか。協議中ということですが、その経過も踏まえてお答えいただければと思います。

さらに、こういった家賃の未請求に関して事務処理上のミスがあったということが、例えば復興庁とかと協議している一般開放であるとか、今後災害公営住宅をどのように利活用していくかということを協議していく上でマイナスに働くことがないかどうか、それはそれ、こ

れはこれと、別に割り切って考えてもらえるものなのかどうかお聞かせください。

最後、私、これが一番重要かと思っているんですけれども、問題が起きて、それは事後対応して責任をとるということになると思いますが、責任をとる前の段階として、再発防止をどのようにしていくのかということが、非常に重要であると思います。言われるまでもないと思いますが。

その再発防止策、資料の7ページには、①から⑦まで記載されていますけれども、私の考えからすれば、当たり前のことかなと。これをまさに遵守できていれば、このようなミスは起らなかつたんだろうと思いますが、その再発防止策として、今まで以上に気を引き締めて頑張りますと言うだけでミスが防げるものでしょうか。そこは非常に疑問を感じます。

ですので、例えば、例えばと言って提示するのが正しいのかどうかわかりませんが、事務処理の適正化強化期間のようなものを設けるとか、専門のチェック機能として、事務処理の監査部局を別に設けるとか、そういうことが必要になってくるのではないかと思いますが、そこまで踏み込んだ対策はしないというようなお考えでよろしいのでしょうか。

また、資料には8、主管課における再発防止策と書いてあります。主管課に限らず、この問題を正面から受けとめて、町の行政組織全体として再発防止策を講じて、今回関係なかつた部署の方々も、もう一度襟を正すという必要があるのではないかと思いますが、町長はいかがお考えですか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 5点ほどございました。駐車場の数の相違でございますけれども、現地では確かに、工事途中に変更等がございまして、現地と図面が合っていないと。建設課でいただいた図面が合っていないかったという事実はございました。当然、図面に基づいて、入居者の皆様には駐車場の割り振りをしておりますので、少なからずトラブルはございました。それについては、それぞれ1台1台対応させていただいているところでございます。数の違いについて、ただいま手持ちに資料がございませんので、後ほどご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、これまで未請求の部分の家賃についてでございますけれども、一括納入かというご質問でございますが、なかなか額の少ない多いはございますが、当然、一括納入はかなり厳しいものだなと。というのは、所得が少なければ、少ないなりの家賃となってございますので、当然、所得の割合からすれば、多分、例え金額が小さくても割合は多分大きいものを占めるということを考えますと、なかなか一括納入は難しいだろうと考えてございます。

そこは、入居者の皆様に、一括でなくともいいので、状況がもし可能であれば、その都度分割でお支払いをいただきたいというお願いをさせていただたいござります。ただ、一定程度時期をこちらとしても明示をしなければならないということで、可能であれば、年度内にお願いできないでしょうかというご説明をさせていただいているところでござります。

最大額、ちょっと今、手持ちにない、これも後刻お知らせをさせていただきたいと思います。

それから、交付金の返還、本来の額よりも多くいただいているということで、いずれこれは精算をしなければならないというふうに考えてございます。ただその精算の方法ですけれども、改めて6,000万円をそのまま国庫に返還をするのか、それとも29年度の交付金もございますので、その中で差し引きをさせていただいて処理をするのか、そこはまだはっきりとした答えが出ていないという状況で、今後とも協議をさせていただきたいと思ってございます。

プラスマイナスも含めてですけれども、そういうふうに考えてございます。

それから、今後、災害公営住宅の利活用への影響ということでございますけれども、基本的には、国の方の考え方は、早くこの問題を解決をして、一度まっさらにした段階にしていただけないかという考え方をいただいてございますので、当然、町とすれば1度に2つのことをしなきやないんですが、こちらはこちらでスピード感を持って処理をしていきたいと思っていますし、一方で、公営住宅の利活用についても、ご理解をいただきながら一般開放に向けて作業を進めていくという状況でございます。

再発防止策ということで、委員おっしゃるとおり、当たり前のことを至極当然に当たり前にやっていれば、こういう問題は当然発生しないわけでございまして、改めてそこの再確認をしながら、再発をしないように当課とすれば取り組んでいきたいなというふうに考えていますし、直接の課から、こういう別組織をつくって監視してくださいという立場にもないものですから、そこは、今回の報告は当課としての考え方をお示しをしているということで、ご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤委員からもご指摘がございましたように、1つの課だけの問題ではなくて、この後も全員協議会が開催されると思いますが、誤賦課の問題等もございます。これは、全課そのものが本当に気を引き締めてやらなければいけない、そういう、みんなそれぞれが思いを新たにしなければいけないのかなというふうに思います。

ただ一つ、私、率直に感想をお話しさせていただければ、この家賃の問題もそうですし、それから誤賦課の問題もそうでございますが、言いわけを言うつもりは全くございませんが、

ただ率直な感想ということでお話しさせていただきますが、これまでこういった仕事を当町の職員、かつて一度も経験したことのない業務に取り組んでおります。したがいまして、大変、知見とか知識とか、足りない部分というのは多々あったなというのは、率直に認めざるを得ないというふうに思いますし、この家賃の未請求、それから近傍同種家賃の問題、それから係数の問題等々について、実は、これの根幹をなす数値の設定については、うちの職員ではなかなかできかねました。難しくて。これをお願いしたのが、仙台市の専門的な職をやった方を、1週間お二人おいでいただきて、そこの中で算定をしていただいたという経緯がございます。

したがいまして、繰り返すようになりますが、かつて一度も経験したことのない業務に職員が当たってきたということも、こういったミスが続いたということの1つの原因であるということについては、間違いないだろうというふうに思います。

したがいまして、ここの再発防止策の中に、6番の中に、ノウハウを習得するため、職員派遣自治体との積極的な情報交換を行うと書いてございますが、基本的にこういった、我々これまでの仕事で経験のない分野については、見えを張ることなくと言いますが、遠慮なくそういう方々にご教授をいただくという姿勢が非常に大事なんだなということを、今回、このミスの中で非常に思い知らされた1件だったなというふうに思ってございますので、これからも、本当に繰り返しになって恐縮でございますが、職員一丸となって頑張っていかざるを得ないんだろうというふうに思いますので、ひとつ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 回答を保留しております2点について、ご回答申し上げます。

まず1点目、駐車場でございます。計画台数が1,181台でございましたので、現状では20台ほど少なくなっているという状況でございます。

それから、これまで未請求であった中で家賃の最高額は、未請求額の最高額はというご質問でございました。58万6,000円が最高額でございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 午前中通して2回目ですので、余り長くやることはないかなと思っておりますが、駐車場に関しても、やはりトラブルが起きましたけれども、個別に対応していくということですね。1つ1つ細かいところをあげつらって、ここはどうだ、ここはどうだと言う気はないんですけども、しっかりとそういったご迷惑をおかけしたということを念頭

に置いて、誠意ある対応を望むものであります。

2点目の、家賃を今後未請求だった分をどうやって納付していくのかというところが、非常に一番大きい問題だったのかなと思います。午前中、説明をした、謝罪をした際に、住民の皆さんにはご納得いただけておりますかというお話をしたときには、一定程度の理解、納得はいただいているというようなお答えでしたが、この支払いを、未請求だった分に加えて、9月からは当然毎月発生する家賃も同時に払っていくことになっていくんだろうと思いますので、そこをどういった対応を考えているのか。今の現状の管理職の皆さんによる説明、謝罪をもって、全ての皆さんの納得をいただけたという判断をしているのか、まだまだ継続的にケアをしながら、注視していく必要があるとお考えなのか、また、年度内というようなお話をしたが、年度内に全て徴収し切れるという見通しが立っているのかどうかお答えください。

それから3点目に関してですけれども、国に返していく必要があると、精算する時期がいざれ来るということのようでございますが、家賃は未請求で、国からいただいている分も返さなければいけないということになると、財政上、かなり負荷がかかってくるのではないかと思いますが、担当の方なのか町長なのかわかりませんが、一時的に出ていく分が多くなり過ぎるということもあり得るのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

最後、再発防止策ということですが、主管課におけるという文言にとらわれずに庁舎全体でというお話がありましたので、それに沿って対応していっていただきたいと思いますが、町長のお考えとしては、繰り返しの確認になってしまふかもしけなくて恐縮ですけれども、7ページに書いてある再発防止策、7つございます。これ以上のこととは、するおつもりは今のところはないというお考えでよろしいですか。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃のこれまで未請求の部分、先ほど申したとおり、金額の多寡ではなくて、やはりそこの収入に占める割合がそれぞれ高いものがあるというふうに考えてございます。ご説明に行った中では、可能なときに納めていただきたいというお話をさせていただいてございます。当然、3月31日までにというお話はさせていただいていますけれども、基本的に100%納入いただくのは、多分、かなり難しいだろうというふうに考えてございます。当然、今後定期的に状況の聞き取りといいますか、その辺の聞き取り、それからお願ひをしながら、地道にやっていくしかないかなと思ってございますので、今回、納付書をそれぞれ発行させていただいていますし、いずれ送って終わりではなくて、当然、既に完納された方

は、それはそれとしてお礼を申し上げることも必要ですし、それから、なかなか納入ができない方については、また個別にご相談なりお願ひに上がるようになるかと思ってございまして、なるべく早いうちに、この部分の解消を図りたいというように考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 既に5月の中旬に、副町長のほうから各所属長に対しまして綱紀肅正、服務規律の保守及び同種事案の再発防止ということで通達を出してございます。その通達を出した結果として、この後に全員協議会でご審議をいただく誤賦課の問題が発見をされたということでございます。

今回の問題、一連ずっと流れを見てきますと、ここに再発防止で6点、7点書いてございますが、そこに至るまでの一番の根幹の部分は人事の問題だと思います。したがいまして、人事の配置ということについては、そこはまさしく我々としてもしっかりと適正な配置といいますか、そこを徹底したいなというふうに考えてございますので、ひとつご理解いただければというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 低廉化の関係、制度の関係と、それから実際の納入の期間的なものが長くなったときに、財政的な影響が心配されるのではないかということかと思いますが、現状では、財政運営に何がしかの大きな影響を及ぼすような規模にはなってございませんので、今後計画的に、支払いなどに関しても、支払いの方のご都合も十分に考えた中での計画的な支払いをいただきながら、財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

町長ずっとお話しされていますけれども、震災後の混乱の中で、職員の資質の問題とか人事の問題とかありましたけれども、やはり、最後になるかもしれません。ここでやはり町長として、政治責任をやはりとるというお考えですので、先ほどまでの話の中で、ちょっと曖昧な感じがしたのは、今、報酬審議会に諮っていると、その答申を待っているということで、それは待つ必要があると思うんですけども、自主的な判断ができる部分もあるかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 報酬審議会に諮っているというお話ですが、そこまでいっておりません。要するに、この影響の全容を把握してから慎重にそういう手続を進めてまいるとい

うことでございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 わかりました。これからということでしょうけれども、その前に言いますと、  
自主的な判断できる部分というのはあるかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょ  
うか。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自主的な判断というのは、手続が必要になってまいりますので、そこは  
手続にのっとって進めるしかないというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、以上で町営住宅入居者への住宅使用料等未  
請求事案についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めるこ  
とといたします。

そのほか、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） なければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。

よって、以上で町営住宅使用料等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時34分 閉会

